

日・中社会保障協定の実務 Q&A

日・中社会保障協定の概要やその手続き方法について解説する。

EY 税理士法人 パートナー
ピープルアドバイザーサービス

藤井 恵

2019年9月1日から日・中社会保障協定が発効した。

この協定が発効することで、日本から中国に駐在中、または今後中国に駐在する場合、少なくとも今後5年間は、日本の年金加入を条件に、中国の年金加入が免除になる。

ここでは、日・中社会保障協定の手続きなど実務を中心にQ & A方式で説明していく。

加入期間の通算措置は含まれず

1. 他の社会保障協定との違い

Q すでに他の国との間で発効している社会保障協定と大きな違いはあるか？

A 日・中社会保障協定の対象は年金のみ、延長が最大5年可能、年金の通算措置は存在しない。

社会保障協定ごとに協定の内容は多少異なるが、中国との社会保障協定における他の社会保障協定との違いは以下の通り。

1. 対象となる制度は年金のみ（ドイツ、英国、韓国等との協定と同様）

健康保険、失業保険等は協定対象外。そのため、養老保険以外の保険制度については日・中社会保障協定発効後も二重加入となる。

2. 延長が認められる期間は5年間（これまでの協定の中で最も長い）

一般に社会保障協定の適用期間は5年であり、それ以後延長が可能か否かは協定により異なる。これまでの協定の中で延長期間が最も長かったのが米国との協定で最大4年だったが、中国との協定はそれよりもさらに長い「5年間」の延長が認められている。ただし実際に延長が認められるか否かは他協定と同様、個別判断となる。

3. 年金の通算措置は存在しない（英国、韓国との協定と同様）

自国（相手国）の年金受給可能期間に満たない場合は、相手国（自国）での年金加入期間を足すことができる、いわゆる「年金の通算措置」は今回の協定には含まれていないので、相手国で払い込んだ年金保険料は掛け捨てとなる。

既存の駐在員は発効日から起算

2. 適用対象者

Q すでに中国に駐在している人も適用対象になるのか。また、社会保障協定の適用対象期間は？

A 既存の駐在員、今後の駐在員とも適用対象になる。